

表示規約第8条に規定する必要な表示事項の一覧表（別表）

- 別表1 分譲宅地（小規模団地を含み、販売区画数が1区画のものを除く。）
- 別表2 現況有姿分譲地
- 別表3 売地・貸地・分譲宅地で販売区画数が1区画のもの
- 別表4 新築分譲住宅（小規模団地を含み、販売戸数が1戸のものを除く。）
- 別表5 新築住宅・中古住宅・新築分譲住宅で販売戸数が1戸のもの又は一棟売りマンション・アパート
- 別表6 新築分譲マンション・一棟リノベーションマンション（小規模団地を含み、販売戸数が1戸のものを除く。）
- 別表7 中古マンション・新築分譲マンションで販売戸数が1戸のもの
- 別表8 新築賃貸マンション・新築賃貸アパート（賃貸戸数が1戸のものを除く。）
- 別表9 中古賃貸マンション・貸家・中古賃貸アパート・新築賃貸マンション又は新築賃貸アパートで賃貸戸数が1戸のもの
- 別表10 共有制リゾートクラブ会員権

別表1 分譲宅地（小規模団地を含み、販売区画数が1区画のものを除く。）

事 項		媒 体			
		インターネット広告	パンフレット等	新聞折込チラシ等 新聞記事下広告 住宅専門雑誌記事中広告	その他の新聞・雑誌広告
1	広告主の名称又は商号	○	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。）の電話番号	○	○	○	○
4	広告主の宅建業法による免許証番号	○	○	○	
5	広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	○	
6	広告主の取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	○☆	○	○☆	
8	売主と事業主（宅地造成事業の主体者）とが異なる場合は、事業主の名称又は商号		○		
9	物件の所在地（パンフレット等の媒体を除き、小規模団地及び副次的表示にあっては地番を省略することができる。）	○	○	○	○
10	交通の利便（公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。）	○	○	○	○
11	開発面積	○☆	○	○☆	
12	総区画数	○	○	○☆	
13	販売区画数	●	●	●	●
14	土地面積及び私道負担面積（パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。）	○	○	○	○
15	地目及び用途地域（注1）	○	○	○	○
16	建ぺい率及び容積率（容積率の制限があるときは、制限の内容）	○	○	○	○
17	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号（パンフレット等の媒体を除き、造成工事が完了済みの場合は省略することができる。）	○	○	○	
18	道路の幅員	○	○	○	
19	主たる設備等の概要	●	○	●	
20	工事の完了予定年月（パンフレット等の媒体を除き、造成工事が完了済みの場合は省略することができる。）	○	○	○	○
21	① 価格（パンフレット等の媒体を除き、最低価格、最高価格並びに最多価格帯及びその区画数のみで表示することができる。）				
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨及びその額	●	●	●	●
22	① 借地の場合はその旨	○	○	○	○
	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	●	●	●	●
	③ 1か月当たりの借地料				
23	取引条件の有効期限	●	●	●	
24	情報公開日（又は直前の更新日）及び次回の更新予定日	●			

(注) 1 市街化調整区域の土地にあっては、用途地域に代えて市街化調整区域である旨を明示するほか、都市計画法第34条第1項第11号又は第12号、同法施行令第36条第1項第3号ロ又はハのいずれかに該当するものについては、住宅等を建築するための許可条件を記載すること。

2 パンフレット等には、規則第4条第2項各号に定めるいわゆるデメリット事項を記載すること。

3 予告広告においては、規則第5条第2項に定める事項を記載すること。

4 「●」の事項は、予告広告において省略することができる。

5 「○」に「☆」が付された事項は、小規模団地及び副次的表示において省略することができる。

別表2 現況有姿分譲地

事 項		媒 体			
		インターネット広告	パンフレット等	新聞折込チラシ等 新聞記事下広告 住宅専門雑誌記事中広告	その他の新聞・雑誌広告
1	広告主の名称又は商号	○	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。）の電話番号	○	○	○	○
4	広告主の宅建業法による免許証番号	○	○	○	
5	広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	○	
6	広告主の取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号		○	○	
8	物件の所在地	○	○	○	○
9	交通の利便（公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。）	○	○	○	○
10	総区画数		○	○	
11	販売区画数	○	○	○	○
12	総面積及び販売総面積	○	○	○	○
13	土地面積又は分割可能最小面積並びに通路負担があるときはその旨及びその面積	○	○	○	○
14	地目及び市街化区域内の土地については用途地域	○	○	○	○
15	「この土地は、現況有姿分譲地ですから、住宅等を建築して生活するために必要とされる施設はありません」という文言（新聞折込チラシ等及びパンフレット等の場合は16ポイント以上の大きさの文字で記載すること。）	○	○	○	○
16	市街化調整区域内の土地であるときは、「市街化調整区域。宅地の造成及び建物の建築はできません」という文言（新聞折込チラシ等及びパンフレット等の場合は16ポイント以上の大きさの文字で記載すること。）	○	○	○	○
17	都市計画法その他の法令に基づく制限で、宅建業法施行令第3条に定めるものに関する事項	○	○	○	○
18	価格（最低価格・最高価格）	○	○	○	○
19	価格のほかに、測量費、境界石等の費用を要するときは、その旨及びその額	○	○	○	○
20	取引条件の有効期限		○	○	
21	情報公開日（又は直前の更新日）及び次回の更新予定日	○			

別表3 売地・貸地・分譲宅地で販売区画数が1区画のもの

事 項		媒 体		
		インターネット広告	新聞折込チラシ等	新聞・雑誌広告
1	広告主の名称又は商号	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。）の電話番号	○	○	○
4	広告主の宅建業法による免許証番号	○	○	
5	広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	
6	広告主の取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○
7	物件の所在地（町又は字の名称まで）	○	○	○
8	交通の利便（公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。）	○	○	○
9	土地面積及び私道負担面積	○	○	○
10	地目及び用途地域（注）	○	○	○
11	建ぺい率及び容積率（容積率の制限があるときは、制限の内容）。	○	○	○
12	都市計画法その他の法令に基づく制限で、宅建業法施行令第3条に定めるものに関する事項	○	○	○
13	① 価格	○	○	○
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨及びその額			
14	① 借地の場合はその旨	○	○	○
	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額			
	③ 1か月当たりの借地料			
15	取引条件の有効期限		○	
16	情報公開日（又は直前の更新日）及び次回の更新予定日	○		

（注） 市街化調整区域の土地にあっては、用途地域に代えて市街化調整区域である旨を明示するほか、都市計画法第34条第1項第11号又は第12号、同法施行令第36条第1項第3号ロ又はハのいずれかに該当するものについては、住宅等を建築するための許可条件を記載すること。

別表4 新築分譲住宅（小規模団地を含み、販売戸数が1戸のものを除く。）

事 項		媒 体			
		インターネット広告	パンフレット等	新聞折込チラシ等 新聞記事下広告 住宅専門雑誌記事中広告	その他の新聞・雑誌広告
1	広告主の名称又は商号	○	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。）の電話番号	○	○	○	○
4	広告主の宅建業法による免許証番号	○	○	○	
5	広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	○	
6	広告主の取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	○☆	○	○☆	
8	売主と事業主（宅地造成事業又は建物建築事業の主体者）とが異なる場合は、事業主の名称又は商号		○		
9	物件の所在地（パンフレット等の媒体を除き、小規模団地及び副次的表示にあっては、地番を省略することができる。）	○	○	○	○
10	交通の利便（公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。）	○	○	○	○
11	総戸数	○	○	○☆	
12	販売戸数	●	●	●	●
13	土地面積及び私道負担面積（パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。）	○	○	○	○
14	用途地域	○	○	○	○
15	建物面積（パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。）	○	○	○	○
16	建物の主たる部分の構造	○	○	○☆	
17	連棟式建物であるときは、その旨	○	○	○	○
18	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号（パンフレット等の媒体を除き、建築工事が完了済みの場合は省略することができる。）	○	○	○	
19	建物の建築年月（建築工事が完了していない場合は、工事の完了予定年月）	○	○	○	○
20	引渡し可能年月	○	○		
21	主たる設備等の概要	●	○	●	
22	道路の幅員	○	○	○☆	
23	① 価格（パンフレット等の媒体を除き、最低価格、最高価格並びに最多価格帯及びその戸数のみで表示することができる。）				
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨及びその額	●	●	●	●
24	① 借地の場合はその旨	○	○	○	○
	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	●	●	●	●
	③ 1か月当たりの借地料				
25	取引条件の有効期限	●	●	●	
26	情報公開日（又は直前の更新日）及び次回の更新予定日	●			

- (注) 1 パンフレット等には、規則第4条第2項各号に定めるいわゆるデメリット事項を記載すること。
2 予告広告においては、規則第5条第2項に定める事項を記載すること。
3 「●」の事項は、予告広告において省略することができる。
4 「○」に「☆」が付された事項は、小規模団地及び副次的表示において省略することができる。

別表5 新築住宅・中古住宅・新築分譲住宅で販売戸数が1戸のもの又は一棟売りマンション・アパート

事項		媒体		インターネット広告	新聞折込チラシ等	新聞・雑誌広告
1	広告主の名称又は商号			○	○	○
2	広告主の事務所の所在地			○	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。）の電話番号			○	○	○
4	広告主の宅建業法による免許証番号			○	○	
5	広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨			○	○	
6	広告主の取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）			○	○	○
7	物件の所在地（町又は字の名称まで）			○	○	○
8	交通の利便（公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。）			○	○	○
9	土地面積及び私道負担面積			○	○	○
10	建物面積			○	○	○
11	連棟式建物であるときは、その旨			○	○	○
12	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号（建築工事が完了済みの場合は省略可）			○	○	
13	建物の建築年月（建築工事が完了していない場合は、工事の完了予定年月）			○	○	○
14	引渡し可能年月			○		
15	① 価格			○	○	○
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額並びにこれらの維持・管理費を必要とするときはその旨及びその額					
16	① 借地の場合はその旨			○	○	○
	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額					
	③ 1か月当たりの借地料					
17	① 1棟売りマンション・アパートの場合は、その旨			○	○	○
	② 1棟売りマンション・アパートの場合は、建物内の住戸数、各住戸の専有面積（最小面積及び最大面積）、建物の主たる部分の構造及び階数					
18	取引条件の有効期限				○	
19	情報公開日（又は直前の更新日）及び次回の更新予定日			○		

別表6 新築分譲マンション・一棟リノベーションマンション（小規模団地を含み、販売戸数が1戸のものを除く。）

事 項		媒 体			
		インターネット広告	パンフレット等	新聞記事下広告 住宅専門雑誌記事 中広告	その他の新聞・雑誌 広告
1	広告主の名称又は商号	○	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。）の電話番号	○	○	○	○
4	広告主の宅建業法による免許証番号	○	○	○	
5	広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	○	
6	広告主の取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	○☆	○	○☆	
8	新築分譲マンションの場合は、施工会社の名称又は商号	○	○	○	
9	売主と事業主（宅地造成事業又は建物建築事業の主体者）とが異なる場合は、事業主の名称又は商号		○		
10	物件の所在地（パンフレット等の媒体を除き、小規模団地及び副次的表示にあっては、地番を省略することができる。）	○	○	○	○
11	交通の利便（公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。）	○	○	○	○
12	総戸数	○	○	○☆	
13	販売戸数	●	●	●	●
14	敷地面積	○	○	○	○
15	用途地域	○	○	○	○
16	建物の主たる部分の構造及び階数	○	○	○	○
17	専有面積（パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。）	○	○	○	○
18	バルコニー面積	○	○	○	
19	専有面積が壁心面積である旨及び登記面積はこれより少ない旨		○		
20	管理形態	○	○	○	○
21	管理員の勤務形態	●	●	●	
22	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号（パンフレット等の媒体を除き、建築工事又は規則第3条第11号に定める工事が完了済みの場合は省略することができる。）	○	○	○	
23	建物の建築年月（建築工事が完了していない新築分譲マンションの場合は、工事の完了予定年月）	○	○	○	○
24	一棟リノベーションマンションの場合は、その旨、規則第3条第11号に定める工事の内容及び当該工事の完了年月（当該工事が完了していない場合は、完了予定年月）	○	○	○	○
25	引渡し可能年月	○	○		
26	主たる設備等の概要及び設備等の利用について条件があるときは、その条件の内容（敷地外駐車場についてはその旨及び将来の取扱い）	●	○	●	
27	① 価格（パンフレット等の媒体を除き、最低価格、最高価格並びに最多価格帯及びその戸数のみで表示することができる。）	●	●	●	●
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額				
28	① 借地の場合はその旨	○	○	○	○
	② 当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	●	●	●	●
29	建物の配置図及び方位		○		
30	管理費及び修繕積立金等	●	●	●	●
31	取引条件の有効期限	●	●	●	
32	情報公開日（又は直前の更新日）及び次回の更新予定日	●			

(注) 1 パンフレット等には、規則第4条第2項各号に定めるいわゆるデメリット事項を記載すること。
 2 予告広告においては、規則第5条第2項に定める事項を記載すること。
 3 「●」の事項は、予告広告において省略することができる。
 4 「○」に「☆」が付された事項は、小規模団地及び副次的表示において省略することができる。

別表7 中古マンション・新築分譲マンションで販売戸数が1戸のもの

事 項		媒 体		
		インターネット広告	新聞折込チラシ等	新聞・雑誌広告
1	広告主の名称又は商号	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。）の電話番号	○	○	○
4	広告主の宅建業法による免許証番号	○	○	
5	広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	
6	広告主の取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○
7	物件の所在地（町又は字の名称まで）	○	○	○
8	交通の利便（公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。）	○	○	○
9	階数及び当該物件が存在する階	○	○	○
10	専有面積	○	○	○
11	バルコニー面積	○	○	
12	建物の建築年月（建築工事が完了していない新築分譲マンションの場合は、工事の完了予定年月）	○	○	○
13	引渡し可能年月	○		
14	① 価格	○	○	○
	② 上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設又は特別の施設について負担金等があるときはその旨及びその額			
15	借地の場合はその旨及び当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額	○	○	○
16	管理費及び修繕積立金等	○	○	○
17	管理形態及び管理員の勤務形態	○	○	
18	取引条件の有効期限		○	
19	情報公開日（又は直前の更新日）及び次回の更新予定日	○		

別表8 新築賃貸マンション・新築賃貸アパート（賃貸戸数が1戸のものを除く。）

事 項		媒 体			
		インターネット広告	パンフレット等	新聞折込チラシ等 新聞記事下広告 住宅専門雑誌記事中広告	その他の新聞・雑誌広告
1	広告主の名称又は商号	○	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。）の電話番号	○	○	○	○
4	広告主の宅建業法による免許証番号	○	○	○	
5	広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	○	
6	広告主の取引態様（貸主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○	○
7	物件の所在地番又は住居表示	○	○	○	○
8	交通の利便（公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。）	○	○	○	○
9	賃貸戸数	●	●	●	●
10	専有面積（パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。）	○	○	○	○
11	建物の主たる部分の構造及び階数（インターネット広告、パンフレット等の媒体を除き、賃貸戸数が10未満の場合は省略することができる。）	○	○	○	
12	建物の建築年月（建築工事が完了していない場合は、工事の完了予定年月）	○	○	○	○
13	入居可能時期	○	○		
14	賃料（パンフレット等の媒体を除き、最低賃料及び最高賃料のみで表示することができる。）	●	●	●	●
15	礼金等を必要とするときはその旨及びその額	●	●	●	●
16	敷金、保証金等を必要とするときは、その旨及びその額（償却をする場合は、その旨及びその額又はその割合）	●	●	●	●
17	住宅総合保険等の損害保険料等を必要とするときはその旨	○	○	○	○
18	家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその旨及びその額	●	●	●	●
19	管理費又は共益費等	●	●	●	●
20	駐車場、倉庫等の設備の利用条件（敷地外の駐車場についてはその旨及び将来の取扱い）		●	●	
21	定期建物賃貸借であるときはその旨	○	○	○	○
22	契約期間（普通賃貸借で契約期間が2年以上のものを除く。）	○	○	○	○
23	取引条件の有効期限		●	●	
24	情報公開日（又は直前の更新日）及び次回の更新予定日	●			

(注) 1 当初の契約時からその期間満了時まで、事項番号14から20以外の費用を必要とするときは、その費目及びその額を記載すること。

2 予告広告においては、規則第5条第2項に定める事項を記載すること。

3 「●」の事項は、予告広告において省略することができる。

別表9 中古賃貸マンション・貸家・中古賃貸アパート・新築賃貸マンション又は新築賃貸アパートで賃貸戸数が1戸のもの

事 項		媒 体		
		インターネット広告	新聞折込チラシ等	新聞・雑誌広告
1	広告主の名称又は商号	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。）の電話番号	○	○	○
4	広告主の宅建業法による免許証番号	○	○	
5	広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	
6	広告主の取引態様（貸主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○
7	物件の所在地（町又は字の名称まで）	○	○	○
8	交通の利便（公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。）	○	○	○
9	建物の主たる部分の構造、階数及び当該物件が存在する階	○		
10	建物面積又は専有面積	○	○	○
11	建物の建築年月（建築工事が完了していない場合は、工事の完了予定年月）	○	○	○
12	入居可能時期	○		
13	賃料	○	○	○
14	礼金等を必要とするときはその旨及びその額	○	○	○
15	敷金、保証金等を必要とするときは、その旨及びその額（償却をする場合は、その旨及びその額又はその割合）	○	○	○
16	住宅総合保険等の損害保険料等を必要とするときはその旨	○	○	○
17	家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその旨及びその額	○	○	○
18	管理費又は共益費等	○	○	○
19	定期建物賃貸借であるときはその旨	○	○	○
20	契約期間（普通賃貸借で契約期間が2年以上のものを除く。）	○	○	○
21	取引条件の有効期限		○	
22	情報公開日（又は直前の更新日）及び次回の更新予定日	○		

（注） 当初の契約時からその期間満了時まで、事項番号13から18以外の費用を必要とするときは、その費目及びその額を記載すること。

別表10 共有制リゾートクラブ会員権

事 項		媒 体		新聞折込チラシ等 新聞記事下広告 住宅専門雑誌記事中心広告	その他の新聞・雑誌広告
		インターネット広告	パンフレット等		
1	広告主の名称又は商号	○	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第15条の5の2の施設を含む。）の電話番号	○	○	○	○
4	広告主の宅建業法による免許証番号	○	○	○	
5	広告主の所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨	○	○	○	
6	広告主の取引態様（売主、代理、媒介（仲介）の別）	○	○	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	○	○	○	
8	売主と事業主（宅地造成事業又は建物建築事業の主体者）とが異なる場合は、事業主の名称又は商号		○		
9	物件の所在地	○	○	○	○
10	交通の利便（公共交通機関がない場合には、記載しないことができる。）	○	○	○	○
11	敷地面積	○	○	○	○
12	借地の場合はその旨	○	○	○	○
13	当該借地権の種類、内容、借地期間並びに保証金、敷金を必要とするときはその旨及びその額		○		
14	建築面積及び延べ面積		○	○	
15	専有面積	○	○	○	○
16	建物の主たる部分の構造及び階数	○	○	○	○
17	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号（パンフレット等の媒体を除き、建築工事が完了済みの場合は省略することができる。）	○	○	○	
18	会員権の種類（共有制、合有制等の別等）	○	○	○	○
19	会員権の価格（入会金等を含む総額）	○	○	○	○
20	会員権の価格の内訳（預り金等返還するものについては返還条件）	○	○	○	
21	会費・管理費等の額	○	○	○	○
22	会員資格に制限があるときはその旨	○	○	○	
23	会員権の譲渡又は退会の可否及びその条件		○		
24	会員権の総口数及び今回募集口数	○	○	○	○
25	総客室数及び1室当たりの口数	○	○	○	○
26	建築年月（建築工事が完了していない場合は、工事の完了予定年月）	○	○	○	○
27	① 施設の利用開始時期	○	○	○	○
	② 施設の利用料金	○	○	○	○
	③ 施設の予約調整方法	○	○	○	
	④ 施設の利用の制限		○		
	⑤ 1口当たりの年間利用可能日数	○	○	○	
28	付帯施設（譲渡対象物件以外のレストラン、売店、大浴場、レジャー施設等当該施設において会員が利用できる施設をいう。）の概要及びその利用条件（有料であることが明らかなものを除く。）	○	○	○	
29	会員権の売主と施設の運営主体とが異なる場合は、運営主体の名称		○		
30	相互利用施設（譲渡対象物件及び付帯施設以外で会員相互の施設相互利用契約に基づいて会員が利用できる施設をいう。）の有無	○	○	○	
31	相互利用施設の数及びその利用条件		○		
32	会員以外の者がクラブ施設を利用することができる場合はその旨		○		
33	施設を運用するときは、その旨とその内容		○		
34	取引条件の有効期限	○	○	○	
35	情報公開日（又は直前の更新日）及び次回の更新予定日	○			

（注） 提携施設（共有制リゾートクラブの運営主体が、他のリゾート施設運営業者と提携して、会員に当該業者の保有又は管理しているリゾート施設を一般より有利な条件で利用させることを目的とした施設提携契約を締結している施設をいう。）について表示するときは、その利用条件の概要を記載すること。